

令和5年第14回

荒川区教育委員会定例会

令和5年7月28日

於)特別会議室

荒川区教育委員会

令和5年荒川区教育委員会第14回定例会

- | | | |
|--------|---|--|
| 1 日 時 | 令和5年7月28日 | 午後2時00分 |
| 2 場 所 | 特別会議室 | |
| 3 出席委員 | 教 育 長
教育長職務代理者
委 員
委 員
委 員 | 高 梨 博 和
坂 田 一 郎
小 林 敦 子
繁 田 雅 弘
長 島 啓 記 |
| 4 出席職員 | 教 育 部 長
教育総務課長
教育施設課長
教育施設計画担当課長
学 務 課 長
指 導 室 長
教育センター所長
生涯学習課長
子育て支援課長
書 記
書 記
書 記 | 三 枝 直 樹
山 形 実
的 場 寛
田 中 欣 也
佐 藤 彰 洋
下 条 知 淑
杉 山 茂
青 谷 宗 彦
小 林 弘 幸
齋 藤 一 幸
丸 田 恭 雅
宮 島 弘 江 |

(1) 審議事項

議案第 1 8 号 荒川区立荒川ふるさと文化館条例施行規則の一部を改正する規則

(2) 報告事項

ア 令和 5 年度子ども議会の開催について

イ 第 4 2 回「あらかわの伝統技術展」の報告について

ウ 伝統工芸技術短期現場実習支援事業(ステップ 1)について

(3) その他

教育長 定刻になりましたので、ただいまから荒川区教育委員会令和5年第14回定例会を開催させていただきます。

初めに、出席者数の御報告を申し上げます。本日、5名全員出席でございます。

議事録の署名委員につきましては、小林委員、長島委員、御両名にお願いしたいと思いません。よろしくお願いいたします。

5月12日開催の第9回定例会の議事録につきましては、前回の定例会にて配付させていただき、この間、委員の皆様にご確認いただいております。本日、特に御意見等がなければ承認とさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

教育長 異議ないものと認め、承認いたします。

それでは、ただいまから本日の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。

本日は審議事項1件、報告事項3件となっております。説明の都合上、初めに報告事項について議題とさせていただいた後、審議事項に移らせていただきたいと思います。

報告事項ア「令和5年度子ども議会の開催について」を議題といたします。子育て支援課長と指導室長からそれぞれ説明がございます。

子育て支援課長 子育て支援課の小林と申します。よろしくお願いいたします。私から「令和5年度子ども議会の開催について」御説明いたします。資料7ページになります。

本年4月に荒川区子どもの権利条例が施行されたことに伴いまして、条例の周知・啓発、また区政へ子どもの意見反映をすることを目的に開催するものでございます。

開催は令和5年8月29日を予定してございます。会場は荒川区議会の議場で行います。

子ども議員ですが、区立中学校10校から各校2名ずつで、合わせて20名の子ども議員を選出させていただきました。当日の流れにつきましては、開会宣言の後、子ども議員からの質問に対し、区側から課長級職員が答弁をする形で進めさせていただきたいと考えてございます。質問については、各校に2人で一つの質問。また1人ずつが質問するなど、それは学校ごとによって決めて進めていくことにしてございます。

今回の子ども議会の開催に当たりましては、子ども議員にいきなり質問を作成してもらうことは大変難しいことから、区の施策についての説明会を開催したほか、質問の作り方について研修会等を開催いたしました。教育委員の先生方におかれましても、御都合がよろしければこの子ども議会を御観覧いただければと考えてございます。

子ども議会の説明は以上なのですが、続いて子ども議会の目的にもございます。荒川区子どもの権利条例についても簡単に御説明させていただければと思います。9ページになりま

す。

本年4月から施行されました荒川区子どもの権利条例につきましては、荒川区議会から提出された子どもの権利条例でございます。議員提案による子どもの権利条例につきましては、23区でも初めてというものになってございます。

条例につきましては、前文と11条から成っております。前文においては、条例の制定の理由また制定の背景や考え方を示しております。3条では基本理念。4条では子どもの権利について。また5条から8条にかけて、大人の役割についてですね。保護者、区民、育ち学ぶ施設、また区の役割を記載しております。

9条におきましては、子どもの意見表明、参加の規定となっております。子どもの意見表明につきましては、子ども基本法でも規定されていますけれども、子ども施策に係る子どもの意見の反映を義務付けるなど、大変重要な要素になってございます。

10条につきましては、区の実施を記載しているものでございます。

条例制定後の区の実施としては、条例の周知、啓発としまして区報、ホームページ、SNSでの情報発信のほか、リーフレット、啓発グッズ、ケーブルテレビでの放映、また講演会の開催を行ってまいりました。また、秋には公共施設においてパネル展示も行う予定でございます。また、子どもの権利の侵害への対応については、子どもの権利擁護相談事業というものの準備を今、進めてございまして、こちら弁護士や臨床心理士の先生方の専門的な知見を持った権利擁護委員を選定いたしまして、子どもからの権利侵害また不利益等に関する相談に対応していきたいと考えてございます。10月からのスタートを予定してございます。

また、先ほどのリーフレットの作成でございますけれども、添付の子どもの権利というところの「知ろう！子どもの権利」を作成いたしまして、子どもの権利についてより多くの方に知っていただけるよう、こういった見やすい、分かりやすいリーフレットを作成しまして、関係機関にも配布をしております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

指導室長 私からは、質問作成研修時の中学生の様子についてお話をさせていただきたいと思っております。御手元に追加資料がございますので、こちらを御覧ください。

荒川区子ども議会開催に向けて、今、子育て支援課長から御説明がございましたが、施策説明、それから質問研修等、中学生の指導に関しては、指導室も担当指導主事を充てて支援を行ってまいりました。

子ども議会の選定に当たりましては、荒川区立中学校より1校当たり2名の生徒を推薦していただきました。こちら全20名の構成なのですが、学年では1年生が1人、2年生が7

人、3年生が12人となっております。

生徒さんには、6月28日金曜日、午後に実際にこちらの庁舎にお集りいただき、質問作成研修を行わせていただきました。集まった生徒さんは全員が大変意欲的で、子ども議会開催の意義を理解し、積極的に参加しようとする熱意のある生徒さんばかりでした。質問作成研修自体は約1時間と短い時間だったのですが、それぞれの生徒さんは日々の学校での授業、部活動、また日常生活等で感じていた問題意識を話し合い、中学生ならではの多様で新鮮な質問テーマをこのようにまとめることができました。

質問作成研修終了後には、本番を行う実際の議場も見学をさせていただきました。大変目を輝かせて、ここでやるのだということで見えておりました。生徒さんはこのように自分の意見を発表して、他の人と議論ができる、この貴重な経験を基にして、将来の有権者として区政に参画しようとする意識を高めているようでございました。

このように生徒さんたちがこの区政また社会問題について学んで、また自分の住む荒川区について理解を深めてもらえる機会となることが、今回期待されております。また、各中学校には今回参加した生徒さんに何らかの形で周知や発表の機会を設けて、その成果を広く共有できるようお願いしてまいります。

以上でございます。

教育長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

小林委員。

小林委員 子ども議会の開催ということは、とても画期的な取組です。こうした子ども議会の開催自体が将来的に自治の担い手を担っていく、そういった子どもたちの学びのプロセスでもあります。

したがって、区政施策説明会であるとか、質問作成研修会を開催されるというのはとてもすばらしい試みです。

それで、少し質問させていただきたいのですが、各中学校から2名ということですが、どういう形で選ばれたのかということについて教えていただければと思っております。また、質問テーマを見ますと、非常に多様なテーマにわたっておりますので、その辺りもどのような形でこのテーマが出てきたのかということに関しましてお伺いできればと思います。よろしくお願いいたします。

教育長 指導室長。

○指導室長 こちら全20人の構成なのですが、学校ごとに選び方は異なっているようでございます。校長の方で生徒会役員に声をかけた学校もあれば、学年の方で担任、教員から推薦を受けて選ぶ、またもちろん立候補で選ばれた。いずれにしても、大変やる気のあるお子

さんが集まったというところは共通しておるところでございます。

それからこちらの質問の作成のところでございますが、今、申し上げました施策説明会等々でまず子どもたちが自分の中で問題になるようなことを2、3持ち寄りました。そこでこの質問作成研修のところ、それぞれ一堂に会して、「私はこんなことを考えているのです」と、もうオープンなディスカッションを行いまして、その中で私もかぶるかなと思ったのですが、それぞれの考えを持ち寄った中で、「じゃあ、私はこれをします」というところで、話合いの中でこの質問が決まっていきました。本人も大変聞きたいことが聞けたところに手応えがあったようです。

以上でございます。

小林委員 ありがとうございます。子ども議会での恐らくいろいろな提案もなされると思うのですが、それが将来的に施策に反映されることは非常に良いことですので、よろしくお願いいたします。

教育長 そのほかいかがでしょうか。坂田委員。

坂田委員 子ども議会に加えて、ほかにも学校の外側で子どもたちの意見を聞くような機会がもっと作ればよいのではないかと思います。

学校の中では生徒会活動もありますし、子どもたちの声というのは、校長先生も聞いておられるのだと思うのですが、学校の外側になると、そういう機会がやはり非常に少ないのではないかと思います。子どもたちは学校とか、それから公園とか、あとひろば館とか、そういうことに関してはまさにユーザー目線というのですかね、我々が見てユーザーとしての目線に接することになりますし、それ以外の部分については、子どもたちのある意味で新鮮な目線というのでしょうかね、固定的な観念に捉われない新鮮な目線に触れる機会になるのではないかと思います。

議会は非常によいことだと思いますけど、ほかにもそれぞれの施策のいろいろな場面であり得ると思いますので、そういう機会を増やしていただければと思います。

以上です。

子育て支援課長 まさに委員もおっしゃっていただいた様々な場面での子どもの意見の反映というのが非常に重要な観点でして、先ほど説明差し上げましたけれども、子ども基本法の中にもその規定が盛り込まれていまして、今後区の様々な子どもに関する施策に当たって、こういった形で子どもたちの意見を取り込む、集約して、反映していく、その仕組みづくりをしていかなければいけないと考えていまして、今、子育て支援課ではこういった仕組みがいかということ検討していますので、これをまた実現するために、より効果的な手法を考えていきたいと思っております。

教育総務課長 先ほど子どもの権利条例を子どもたちに知っていただくこと、昨年の段階から子ども権利条例、こんなものを制定しますよという動画を子ども家庭部で作成して、小学校、中学校の児童生徒に見ていただいて、どんなことを期待しますかのようなアンケートを集約してございます。他自治体の方でも子どもの意見を聞くような事業を取り組み出しておりますので、子ども家庭部とともに教育委員会も協力しながら、子どもたちが自分の意見を表明する機会をこれからも増やしていきたいと思っております。

以上です。

教育長 そのほかいかがでしょうか。繁田委員。

繁田委員 イメージがつかなかったので教えていただきたいのですが、通常議会ですと、質問があって、担当の人が答弁するみたいな感じになるのですが、この場合にはどういう形での議論になるか教えていただけたらと思います。

指導室長 御手元のこちらの質問テーマ・担当部一覧なのですが、子どもたちが作成した質問を指導室の方でも取りまとめさせていただき、事前に言葉としてまとめさせていただいています。今、こちら担当部に振り分けをさせていただいて、それぞれの担当の課長が答弁を行うところで、今、調整を進めていただいているところでございます。

以上です。

繁田委員 分かりました。ありがとうございました。

教育総務課長 補足させていただきますと、イメージ的には議場というものがございまして、本会議場に発言をする席がございまして、通常の本会議ですと、区長ですとか、教育長ですとか、部長級の職員が壇上に座っておりまして、下の方に各議員の席がございまして、質問者が議員席から壇上の方に行く。今回の場合ですと、生徒がそのところで質問をして、それに対して部長級の代わりに課長がそこで答弁をするという、そういう進行を想定しているところでございます。

繁田委員 ありがとうございました。

教育長 長島委員。

長島委員 この一覧表の一番右に「備考」ということで、議長と副議長とかと書いてあります。こういった形で決めたのかということが一つと、それから当日は子ども議会、例えばほかの生徒がここを傍聴するとかしないとか、そこら辺のことが二つ目で、三つ目が今回やりますけれども、定例化して例えば来年度以降もみたいなことを考えているかどうか。その三つについてお尋ねします。

指導室長 一つ目と二つ目の御質問にお答えさせていただきます。まずこの備考欄にございませ

役割がありますと言いましたところ、立候補で決まりました。手が挙がりまして、さすがだなというところで、私たちも大変子どもたちの意欲をたのもしく思ったところでございます。

二つ目、傍聴でございますが、こちらにつきましても、当該の保護者の方、また学校の校長先生をはじめとする教員、また区議会議員の皆様。こういった方々に広く御覧いただけるように今、お声かけをさせていただいているところでございます。

以上です。

子育て支援課長 今後の定例化するかというところでございますけど、取りあえず今年度まずこの形でやらせていただいて、こういった形がよりいいのかということを含めて検証した上で、また来年度は年齢層をどうするのかとか、よく自治体によってはこの提案に対して予算付けをしているところもあるので、そういったことも含めて、今後どう定例化していくのか考えていきたいと思っています。

長島委員 ありがとうございます。

教育長 そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件については以上とさせていただきます。子育て支援課長については、ここで失礼をさせていただきます。

続いて、報告事項イ「第42回『あらかわの伝統技術展』」につきまして、開催の結果報告でございます。青谷生涯学習課長、説明をお願いします。

生涯学習課長 第42回「あらかわの伝統技術展」について報告いたします。

令和5年7月7日金曜日から7月9日日曜日までの3日間、午前10時から午後5時の間、荒川総合スポーツセンターで開催いたしました。荒川総合スポーツセンターを会場に、他自治体の職人や小学校の児童の見学及び交流都市コーナーを設置するなど、3日間でのフルスペック開催は実に5年ぶりでございます。区内外の伝統工芸職人や荒川マイスター、匠育成事業研修生、修了生の総勢59名と3団体の職人の方に御参加いただきました。

3日間の入場者数は、約1万人、学校見学は約1,400人で行われました。会場では荒川区伝統工芸技術保存会が職人から提供された伝統工芸品等の売り上げ等を日本赤十字社へ寄附いたしまして、その金額は12万8,869円で行われました。

伝統技術展の主なイベントとしては、職人体験コーナー、職人の映像作品を見ながら荒川区指定無形文化財保持者の話が聞ける職人よもやま話、若手職人の作品展示コーナーや職人ツアーなどを当日は実施いたしました。

また、閉会式では「あらかわの伝統技術展」に初めて出展した職人に、それぞれ感謝状を授与いたしました。

今回はコロナ5類後初の開催となりまして、多くの来場者の方にお越しいただき、中で

も学校見学で多くの児童に足を運んでいただけたことは、事務局も職人も大変喜んでおります。

また、外国の方も100名程度お越しいただきまして、日本の伝統文化に触れていただく一つの機会を創出できたと考えてございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

教育長 本件につきまして、御質問等ございましたら、お願いいたします。

坂田委員。

坂田委員 5年ぶりに本格開催できて非常によかったと思うのですが、コロナの前と比較して、入場者というのはどんな感じなのでしょうか。

生涯学習課長 コロナの前は1万5,000人程度いましたので、今回はコロナの前ほどはいなかったかなと考えてございます。その一つの要因としては、コロナ後初めての開催ということと、あと大変時期的にも暑かったというのがあり、そういうこともあるのかなとは考えてございます。ただ職人の方々は59名ということで、昨年度も59名だったのですが、新しい職人の方も来ていただきましたが職人の方も高齢化しているので、だんだん出席が難しくなっているという実状もございます。

坂田委員 コロナを境目にして、それまで定例でよく知られていたものがしばらく止まっていると、やはりどうしても足が遠のくというか、そういうことが本件にかかわらずいろいろなところで生じていると思うのですね。そういう意味で、再開して、しばらくは少し強めにアクセルを踏むというか、そういったことが、これには限りませんが、必要かなと思います。以上です。

教育総務課長 私も見に行ってみりました。教育長も見てきましたけれども。ちょうど来場していた校長たちに聞きますと、子どもたちが職人さんにダイレクトに質問をして、場合によっては触らせてもらったりとか、実体験できたので非常によかったという感想を持っておりましたので、学校としての来場は、かなり久しぶりだったのですが、再開できてよかったと思っていますところでございます。

教育長 そのほかいかがでしょうか。

小林委員。

小林委員 5年ぶりに開催できたということで本当によかったです。職人体験コーナー、この辺りはどうだったのかというところをお伺いできればと思います。よろしく願いいたします。

生涯学習課長 職人体験コーナーでございますが、昨年度より数をまず増やしたことが一つ要因でございます。昨年度は大体育室がメイン会場だったのですが、隣の卓球場で11の職

人体験を行いました。今回は18の職人体験を卓球場ではなくて、各職人さんのブースで実施しました。そのおかげで職人さんのところで作品を見ながら買いながら、「あっ、体験もできるのだな」というところで、言い方はあれですけど、ついでに体験もしたり、体験をしながら「あ、こういうものが買えるのだな」とそこで買ったり、そういった相乗効果があるかなと思っておりまして、アンケートの中にも職人体験コーナーが大変多くて、飛び込みで参加できたのもよかったという声がありましたので、この方法はいい参考事例として来年度も継続していけたらなと考えてございます。

小林委員 大変によかったと思っております。ありがとうございます。

教育長 では、私からもお聞きします。外国の方が100名ほど来られたとの説明でしたが、外国の方々の反応はいかがでしたか。

生涯学習課長 外国の方々向けのマップというのを作成しておりまして、そのマップが大体100枚ほどはけましたので、100名とさせていただきました。欧米の方ですとか、あと中国の方、アジアの方など多くの方がいらしていましたが、私の印象としては、若い外国の方が多かったかなというイメージがございます。

それで、日本語ができる方も大変多くいらっしゃいまして、三味線を弾いたりだとか、やはり体験というのを外国の方は大事にしているのかなと思いました。あとは今回のPRに当たりまして、大使館ですとか、外国の方がステイしそうなホテルに直接いろいろなチラシを送ってありましたので、そういった外国の方にも情報が届いたというのが一つあるのかなと思いました。直接私も声をかけて、「どうでしたか」と話したのですが、「こういった取組は非常にワンダフルなのでまたぜひ来たい」といった声がありましたので、そういった声も大事にしていきたいと考えてございます。

教育長 ありがとうございます。

小林委員。

小林委員 マップは何語で書かれているマップですか、英語ですか。

生涯学習課長 英語でございます。また、マップ以外にも職員用に簡単な案内を英語と日本語で作りまして、それを基にしゃべれるように工夫させていただきました。

小林委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 そのほかいかがでしょう。よろしいですか。

それでは、続きまして、報告事項ウ「伝統工芸技術短期現場実習支援事業（ステップ1）について」を議題といたします。これも青谷生涯学習課長、説明をお願いします。

生涯学習課長 「伝統工芸技術短期現場実習支援事業（ステップ1）について」御説明いたします。資料17ページでございます。

これは本事業における現場実習受入者である職人が決定いたしましたので、現場実習者である研修者の募集を開始するものでございます。

本事業の内容でございますが、伝統工芸技術保持者が伝統工芸技術の修得を希望する者を受け入れ、短期間の現場実習を実施し、継承者となることの意味の確認及び素質の検証を行うものでございます。

区の支援内容としては、保持者である職人への指導料として、日額5,000円、上限金額10万円を支給。実習者である研修者への研修手当として、保持者を通して日額3,000円、上限月額6万円を支給いたします。

今回の現場実習の受入者、職人でございますが、4名でございます。勘亭流・寄席文字・江戸文字の中村泰士さん。額縁の吉田一司さん。彫金の田村尚子さん。木版画摺の小川信人さんでございます。

現場実習者の募集方法ですが、募集期間は8月1日から9月30日までで、周知方法は区報、区ホームページ、SNS、ポスター、リーフレット配付等になります。

支援事業の状況ですが、保持者、継承者の順に説明いたしますと、畠山弘さん、七宝のところに畠山佳奈さん。長澤利久さん、鍛金のところに熊木花帆さん。田村尚子さん、彫金のところに佐々木俊樹さんの3名が弟子入り修業中でございます。

今後の予定でございますが、10月に書類選考、11月に面接を実施し、現場実習者を決定いたします、その後年明けの1月から3月にステップ1の現場実習を実施してまいります。

裏面を御覧ください。こちらは参考ではございますが、伝統工芸育成支援事業の概要としてステップ1から3の流れを記載してございます。また、これまでの研修修了者17名を記載してございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

教育長 本件につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いたします。

坂田委員。

坂田委員 田村さんは現在も1人指導されていて、もう1人受け入れられるということなのでしょうか。若しくは今、指導されている方は間もなく卒業というか、そういうことなのでしょうか。

生涯学習課長 田村さんは現在、佐々木俊樹さんを受け入れておりますが、今、聞いている話ですと、佐々木俊樹さんが今、続けるのが難しいという話を正直聞いております。ただこれは最終決定ではございません。それで、また次の育成者を受け入れたいと、田村さんの方から申出がありましたので、今回こちらの方に募集を開始するということでございます。

坂田委員 分かりました。

教育長 私からもお聞きします。中村泰士さん、吉田一司さん、田村尚子さんは前から受け入れてくださっているのではないですか。だからそういった意味ではもう慣れているのだけど、この木版画摺の小川信人さんは、御自分が継承者として、この匠育成事業を卒業して、今度初めて自分と同じような弟子というか、後継者を育成してくださるといことなのでしょうか。

生涯学習課長 今、教育長がおっしゃったとおりで、木版画摺の小川信人さんは、この匠支援事業の修了生でございます。研修期間は平成27年4月から令和2年3月まででございます。今回の伝統技術展にも小川信人さんは出展しておりまして、今までの匠支援育成事業の中で、初めて修了生が今度は自分が教える側になって、受け入れるというモデルケースでございます。

教育長 ありがたいですね。

生涯学習課長 ありがたいです。やはりつながっていくということが大事なのかなと。

長島委員 変な質問かもしれませんが、先ほど伝統技術展のところ、保持者の高齢化が進んでいるという話がありましたね。今回、受入者となった方も高齢というか、意欲があるので受け入れることもあると思うのですが、高齢化とこの短期現場実習支援事業との状況と伺いますか、どんな感じになっているのでしょうか。

生涯学習課長 やはり現場実習を受け入れるということは、自分の技術を後の世にどんどん継承していきたいということで受け入れているものでございます。先ほど伝統技術展の方で高齢化が進んでいるというのは、出展が難しい、又はもう職人として作るのを止めてしまった、あとは体調が悪くなって出られないという声があり、出展ができなくなっているという状況が少なからずあります。今回の現場実習受入者でいいますと、この中でも年齢が高いのは中村泰士さんでございまして、それこそ小川信人さんはまだ若い職人でございます。中村泰士さんは以前、銘苅由佳さんという方を育成して、実際にしっかり銘苅さんは今、職人として育てております。今、保存会の会長でもありますし、どんどん技術を匠育成支援事業を使って荒川区から発信していきたいという思いはあると聞いてございます。

長島委員 ありがとうございます。

教育長 そのほかいかがでしょう。

繁田委員 事実確認なのですが、裏面の研修修了者というのは、ステップ2が終わった人という理解でよろしいですか。

生涯学習課長 こちらはステップ3まで終わった方々でございます。もう一人立ちしている方々でございます。

教育長 小林委員。

小林委員 この伝統工芸技術短期現場実習支援事業は大変にすばらしい事業です。これだけの事業をやって、これだけの成果が上がったというか、そういったまとめたものがあるかと思うのですが、あれば、どういった形でまとめて、いかなる形でその成果を発信されているのかお伺いできればと思います。

生涯学習課長 まず18ページにも書かせていただきましたが、毎年、荒川伝統工芸ギャラリー、ふるさと文化館の1階で、「はばたけ！若手職人展」を開催しております。そこで若手職人の作品、技術を発表しております。

また、ホームページでまとめさせていただいております。あとは個人的に東京の職人のサイトですとか、冊子に載っている方もいらっしゃいます。区としては、まとめているのはホームページですとか、こういった作品展、また伝統技術展への出展。そういったところで発表させていただいているところでございます。

小林委員 なるほど。費用対効果ではないのですが、これだけの予算をかけてお金を出費しているわけで、成果としても非常に大きなものがあると思うのですね。例えば小川さんの例のようなモデルケースの事例もあります。非常にいい事業だということでアピールしていく必要があるのではないのでしょうか。考えていただければと思っております。

生涯学習課長 ありがとうございます。確かに小川信人さん、こういった事例は今までになかった事例ですので、こういった例がある、成功体験としてさらにこの匠育成支援事業を知っていただいて、利用していただくためのPRとしてもどんどん情報を発信していきたいと考えてございます。ありがとうございます。

小林委員 ありがとうございます。

教育長 そのほかよろしいでしょうか。では、審議事項に移らせていただきます。

議案第18号「荒川区立荒川ふるさと文化館条例施行規則の一部を改正する規則」について議題といたします。山形教育総務課長、説明をお願いします。

教育総務課長 議案第18号「荒川区立荒川ふるさと文化館条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。

提案理由でございます。こども家庭庁の設置に伴いまして規定を整備するものでございます。

経緯でございます。こども家庭庁は本年の4月1日に設置をされているところでございます。これまで厚生労働省が所管をしておりました児童に関する事務が、内閣府の外局に新たに設置されたこども家庭庁の所掌事務となったところでございます。これに伴いまして、教育委員会規則についての規定を改正するものでございます。

その下、改正規則でございます。荒川区立ふるさと文化館条例施行規則でございます。

改正内容でございます。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の所管が、障害児に対する支援を担うことも家庭庁と障害者施策全般を担う厚生労働省の共管となりました。そのため今まで厚生労働大臣とあるものを主務大臣と改めるものでございます。

5ページを御覧いただければと思います。実際につきましては、観覧料の免除の規定でございます。改正前につきましては、障害の程度が「厚生労働大臣」となっているところを、今回「主務大臣」。基本的にはこども家庭庁の長官になると思いますけど、それに改めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

教育長 本件につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

御質疑ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」との声あり)

教育長 ないようであれば、質疑を終了いたします。

議案第18号につきまして御意見はございますでしょうか。

(「なし」との声あり)

教育長 討論を終了いたします。議案第18号につきまして、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

教育長 異議ないものと認めます。議案第18号「荒川区立荒川ふるさと文化館条例施行規則の一部を改正する規則」は原案のとおり決定されました。

次に、「その他」の報告事項となります。教育委員会の日程について事務局から報告がありますか。

教育総務課長 19ページを御覧いただければと思います。今回について修正箇所はございません。ただ、8月4日には教科書採択の場所が日暮里サニーホールで、開始時間についても13時30分となっておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

教育長 以上をもちまして、教育委員会令和5年第14回定例会を閉会させていただきます。

了